

基幹相談支援センターの設置経緯と 設置形態及び設置状況

基幹相談支援センターの設置経緯

- 1996年 国の補助による相談支援（相談支援従事者の配置）
- 2003年 支援費制度に伴う一般財源化（ケアマネジメント）
- 2006年 自立支援法に伴う個別給付化（法的な位置づけ）
- 2012年 総合支援法に伴う計画相談支援及び地域相談支援、障害児相談支援（支給決定プロセス）



- 相談支援の拡充により、「地域資源の不備や地域課題の解決に向けた取り組み」「相談支援従事者（相談支援専門員）の後ろ盾と育成」が高まり、「基幹相談支援センター」が位置付けられた

基幹相談支援センターの設置（留意点）

- ・ 基幹相談支援センターの役割と相談支援事業と役割の整理（重層的な相談支援体制の構築）
- ・ 市町村行政とのパートナーシップ（中立性と公平性の担保）
- ・ 人口規模による工夫（大規模地域では、担当エリア、サテライト型、などの工夫があり、小規模地域では、市町村の相談窓口や他分野の相談窓口との連携及び協働、などの工夫）



- ・ 設置に向けては、市区町村行政との共有（目的や役割）、協働作業が必須。中立公平性を担保しながら、地域や関係機関と連携し協働する形ができ、協議会の活用につながっていく

2019年度 基幹相談支援センター設置促進のための手引き（公益社団法人日本社会福祉士会作成を一部引用）

基幹相談支援センターの設置経緯による差異

基幹相談支援センターとして十分機能していない

基幹相談支援センターとして十分機能している

基幹相談支援センターの役割や機能が不明確

基幹相談支援センターの役割や機能が明確

結果として起こっていること

- ・ 専従職員が配置されていない率が高い。
- ・ 相談支援事業所と併設のため、業務の内容が分離できない。
- ・ 支援困難事例の相談に対応し切れていない。
- ・ 協議会との連携がうまくいっていない。
- ・ 利用計画の評価をしている割合が少ない。
- ・ 地域移行に関する専門職間のネットワーク作りをしている事業所が少ない。
- ・ 権利擁護に関しては地域の実態把握、普及・啓発まで実施できていない。
- ・ 日曜日の窓口を休みにしているところが多い。

結果として起こっていること

- ・ 専従職員が配置されている率が高い。
- ・ 基幹センターとしての業務の内容を実施。
- ・ 支援困難事例の相談に対応している。
- ・ 協議会との連携がうまくいっている。
- ・ 利用計画の評価をしている割合が高い。
- ・ 地域移行に関する専門職間のネットワーク作りをしている事業所が多い。
- ・ 権利擁護に関しては地域の実態把握、普及・啓発まで実施している。
- ・ 日曜日の窓口を開いているところが多い。

検討などがなく、とにかく設置

協議会などで検討

基幹相談支援センター設置状況

実施状況	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
実施市町村数	156	314	367	429
実施率	9%	18%	21%	25%

実施状況	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
実施市町村数	473	518	650	687	778
実施率	27%	30%	37%	39%	45%

※いずれの年も4月時点の数値（令和2年に関しては速報値）

※45%（778市町村・946か所）が設置しており、委託により設置している基幹相談支援センターは79%（751か所）

※基幹相談支援センターの設置場所は、市町村役所が24%（226か所）、公共施設が26%（244か所）

現行の相談支援体制の概略

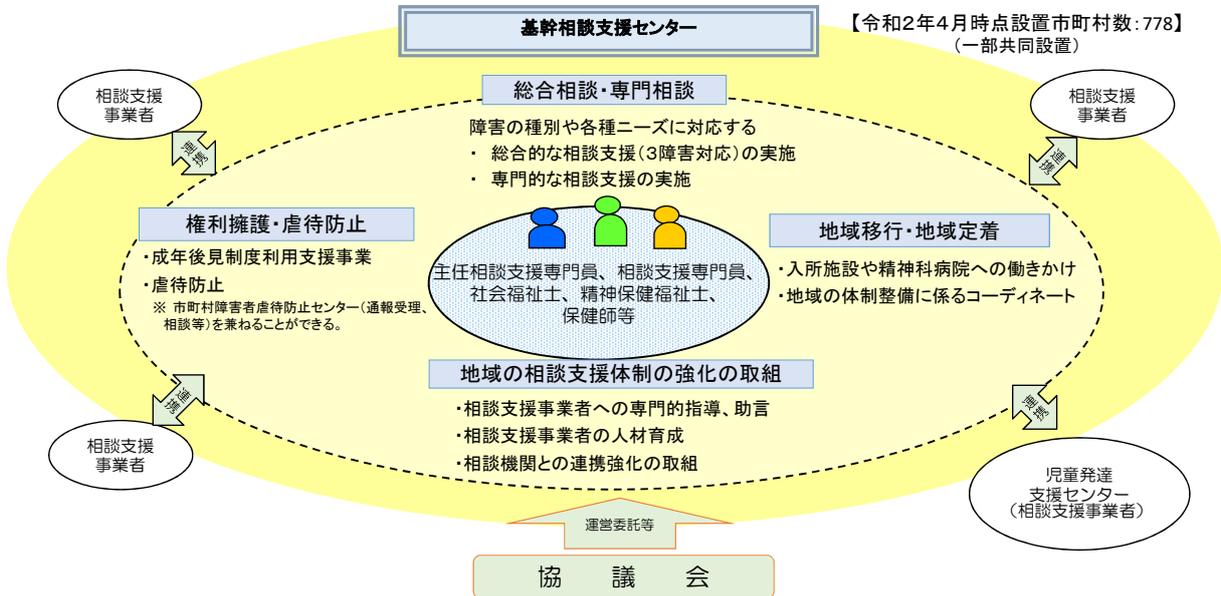
相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等
基幹相談支援センター	定めなし (地活要綱例示) 主任相談支援専門員 ※平成30年度より追加 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> 総合的・専門的な相談の実施 地域の相談支援体制強化の取組 地域の相談事業者への専門的な指導助言、・人材育成 地域の相談機関との連携強化 地域移行・地域定着の促進の取組 権利擁護・虐待の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ■1,741市町村中 650市町村(H30.4)37% 687市町村(H31.4)39% 778市町村(R2.4) 45% →946カ所
障害者相談支援事業 実施主体：市町村→指定 特定相談支援事業者、指 定一般相談支援事業者へ の委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） 社会生活力を高めるための支援 ピアカウンセリング 権利擁護のために必要な援助 専門機関の紹介 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■全部又は一部を委託1,579市町村（91%） ■単独市町村で実施1,040市町村（60%） ※R2.4時点
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員（業務に支障なければ兼務可）、管理者	<ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応する場合あり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 9,623ヶ所(H30.4)20,418人 10,202ヶ所(H31.4)22,453人 10,563カ所(R2.4) 23,729人 ※障害者相談支援事業受託事業所数2,200ヶ所(21%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者 等	<ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3,397ヶ所(H30.4) 3,377ヶ所(H31.4) 3,551カ所(R2.4)

基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



基幹相談支援センターに求められる役割

総合相談・専門相談

障がい者の個別や各種ニーズに対応する
総合的な相談支援（3障害対応）の実施
専門的な相談支援の実施

権利擁護、虐待防止

成年後見制度利用支援事業
虐待防止
（市町村障害者虐待防止センターを兼ねることができる）

地域移行、地域定着

入所施設や精神科病院への働きかけ
地域の体制整備に係るコーディネート

地域の相談支援体制の強化の取組

相談支援事業者への専門的指導、助言
相談支援事業者の人材育成
相談機関との連携強化の取組

基幹相談支援センターに求められる役割

【 総合相談・専門相談 】

- ・ワンストップ機能（受け止め、つなぐ）と側面
（後方）的支援の整理（断らない相談って・・・？）
- ・支援者が困難と感じている（世帯や家族、支援拒否、
など）方への入り口や広域調整が必要な相談支援の在り方
- ・ライフステージに沿った伴奏型の相談支援
- ・発達障がいや医療的ケアを伴う方への支援
- ・共生社会の実現へ向けた架け橋となる相談支援
- ・災害時における支援の在り方

などなど・・・

基幹相談支援センターに求められる役割

【 地域の相談支援体制の強化の取組 】

相談支援事業者への専門的指導、助言

- ・個別支援を通じた(面接場面やケア会議、など)関わり
- ・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を通じた関わり
- ・相談支援事業者が集える場の設置と活用
- ・制度の理解と啓発活動(報酬改定、自立生活援助など)
- ・新たな事業所の設置促進に関する取り組み
- ・重層的な相談支援や多職種多領域との協働を意識した(地域の実情に沿った)相談支援体制の構築

などなど・・・

基幹相談支援センターに求められる役割

【 地域の相談支援体制の強化の取組 】

相談支援事業者の人材育成

- ・基幹相談支援センターの設置促進と主任相談支援専門員の配置
- ・事業所や法人を超えた、定期的な小グループによるスーパービジョンや事例検討
- ・地域における実地教育(OJT)やスーパーバイズの啓発
- ・相談支援従事者養成研修の新カリキュラムにおける基幹相談支援センターの役割
- ・地域に応じた研修の開催

などなど・・・

基幹相談支援センターに求められる役割

【 地域の相談支援体制の強化の取組 】

相談機関との連携強化の取組

- ・他職種、他領域、とのネットワーク構築
日常業務の中で、子ども、子育て、教育、医療、就労、法律、などの機関との関係性が取れているか
- ・地域共生社会(包括的な相談支援体制)の実現に向けた取り組み・・・断らない相談って？
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・地域のありふれた資源の活用
- ・災害時における支援体制
- ・基幹相談支援センター同士の連携
などなど・・・

基幹相談支援センターに求められる役割

【 地域移行・地域定着 】

- ① 基幹相談支援センターは、地域相談支援を**重要な業務**と位置づけている。
 - ② 総合支援法における市町村の「**協議の場**」を活用して計画的に**地域の基盤を整備する**
 - ③ 地域の相談支援体制を整備し、人員確保、質の向上等、**相談支援体制の充実**を図る。
 - ④ **関係機関と連携して、相補的、重層的な支援体制**を構築する。
 - ⑤ 指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所への**技術支援**を行う。
 - ⑥ **地域生活支援拠点**は、地域移行支援と連動させて整備する。
- * **地域に基幹相談支援センターがない場合は、総合支援法における市町村の「協議の場」を活用して、その役割を担う体制(例えば、市町村の一般的な相談を受託している相談支援事業所を中心に据える等)を構築する必要がある。**

基幹相談支援センターに求められる役割

【 権利擁護・虐待防止（支援を受けた意思決定） 】

相談支援＝相談支援を駆使した生活支援＝権利擁護・虐待防止

成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度の活用と後見人とのチーム作り
虐待防止
- ・虐待防止センターの評価と、虐待の背景や状況の分析を
行い、具体的な防止に向けた取り組み
- ・日常生活自立支援事業の活用

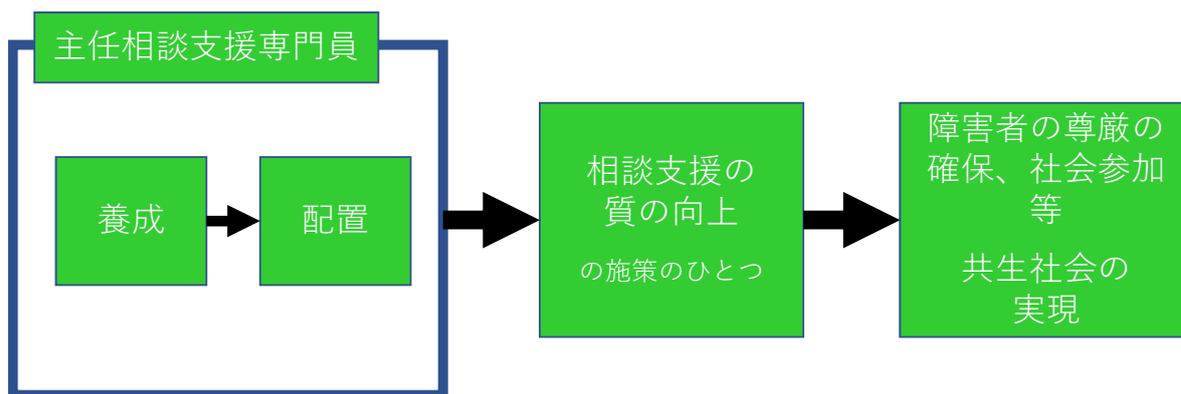
などなど・・・

神奈川県綾瀬市の基幹相談支援センターの例

綾瀬市基幹相談支援センター 事業計画 案（令和3年4月1日～令和4年3月31日）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考		
1	(8)協議会および専門部会の運営	あやとも協議会(年2回)				7/28 中央公民館 14:00～						2/18 14:00～				
		あやとも協議会全体会(年1回)														
		事務局会議(年3回)	4/30市J6-1 10:00～				7/9 市J1-1 10:00～					1/28 10:00～				
		・秋労支援部会(部会長大郎)			6/11 市314 10:00～		8/24 市314 13:30～			←						
		・災害対策部会(部会長石橋)			6/14 市314 10:00～		8/2 市314 10:00～				10/29 市314 10:00～		2/4 市314 10:00～		年3～4回 (プラザ会議室は 今年度使用不可)	
		・権利擁護部会(部会長金子)			6/25 市312 10:00～		8/27 市310 10:00～			←						
		福祉パネル展示										障害者週間に予定				
		あやともまつり														
	あやともまつり実行委5回													今年度は中止		
2	7)障害者の権利擁護、差別、虐待防止に関する指導及び助言	虐待防止等研修会 差別解消法											○			
3	(1)事業所に対する専門的な指導・助言 (2)事業所の相談支援専門員の人材育成 (6)事業所連絡会の開催	事例検討(GS VI)毎月実施) 相談支援事業所連絡会	4/14市J1-1 10:00～	5/12中村地区センター 10:00～	6/23市J1-1 10:00～	7/28市J1-1 10:00～	8/18市J1-1 10:00～	9/15市J1-1 10:00～			11/17市J1-1 10:00～	12/15市314 10:00～	1/19市314 10:00～	3/16市314 10:00～		
		事業所向け研修会(年2回実施)								10/20市314 10:00～ 東海大学 福祉発表			2/16市314 10:00～			
		精神分野連絡会(年4回)		5/6事務局打ち合わせ	6/30市305 10:00～				9/8 10:00～		←					年3～4回
		サービスマスター連絡会(年2回) GH連絡会・放デイ連絡会・児童連 絡会		5/14がい児事業所連携 連絡会 中央公民館 10:00～		7/31がい児事業所連携 連絡会 中央公民館 10:00～ 7/16子ども支援部会	GH連絡会予 定									放デイ・児童連絡会は もみの木園主催
		綾瀬市相談支援チーム連携連絡会	4/27市役所 15:30～													教育委員会主催
	特別支援学校卒業生連絡会(年1回)			6/29 市J1-1 13:30～							○					
4	(9)総合的かつ専門的相談支援 (3)地域包括支援センター等関係機関との連絡調整および連携強化	総合相談窓口(通年実施)	←													
		困難事例二次相談(通年実施)	←													
		個別事例連携会議(随時)	←													
5	(4)サービス等利用計画案の作成に係る指導及び助言	事業所巡回支援(計画相談等)	←													
6	(3)地域包括支援センター等関係機関との連絡調整および連携強化 (11)地域生活拠点事業に係る業務	三施設緊急受入・対応調整会議		5/19市310 13:30～	6/30市305 10:00～	7/30 さがみ野ホーム 13:30～										
7	(5)事業所職員および市民を対象とする研修会等の開催	学習会・研修会の開催 「親なきあと」セミナー(3回)										2/12市302～306 親なきあと個別相談 会				
8	その他県内・全国連絡会、研修会への参加	県内基幹相談支援センター連絡会 ・全国協議会担当委員会 相談員研修会														
9	事業所向け勉強会	・新型コロナウイルス ・感染症対策	4/22糖尿病講座 健康増進会 17:15～											7月以降感染症 BCP計画作成研修 会実施予定		

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員と指定特定相談支援事業所における主任相談支援専門員の役割理解のポイント

主任相談支援専門員創設と本研修のねらい



障害者総合支援法（抄）

❖ 目的規定

第一条 障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、**障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。**

主任相談支援専門員創設の経緯

時期	内容
平成27年 12月14日	・ 社会保障審議会障害者部会報告書 において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し等の指摘
平成28年 7月19日	・ 「 相談支援の質の向上に向けた検討会 」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言
平成28年 ～平成29年	・ 厚生労働科学研究 により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発
平成30年 3月2日	・ 第89回社会保障審議会障害者部会 において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告
平成30年 3月22日	・ 主任相談支援専門員の位置づけおよび主任相談支援専門員養成研修について規定した告示を公布。（適用日：平成30年4月1日）
平成31年 3月28日	・ 相談支援従事者主任研修事業の実施について都道府県宛て部長通知を发出（標準カリキュラムを含む）。

「指導的役割を担う人材（主任相談支援専門員）の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。」

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

- ・ **相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、**基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- ・ 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

21

主任相談支援専門員養成研修の構造

告示別表

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

【法令上はカリキュラム(科目)外であるが厚生労働科学研究(小澤班)において、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

- ① 開講にあたってのガイダンス(研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要)
- ② 課題実習(実践の振り返りを含む)
- ③ 研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの
 - ・各科目の振り返りシート
 - ・研修の振り返り

標準カリキュラム

1日目	概論	主任相談支援専門員の役割と視点(2時間)
	法制度	障害福祉施策等の動向(1時間)
	運営管理	相談支援事業所における運営管理(3時間)
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性(1時間)
		人材育成の地域での展開(3時間)
		研修・グループワークの運営方法(2.5時間)
3日目		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開(6.5時間)
4日目	地域援助	基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現(2時間)
		多職種協働(チームアプローチ)の考え方と展開方法(2.5時間)
		地域援助技術の考え方と展開技法(1.5時間)
		地域援助の具体的展開(5時間)
5日目		

●ふたつの意図を持って実施。

① 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の養成

② 指定特定相談支援事業所における主任相談支援専門員の養成

① 主任相談支援専門員の研修を行うにあたって、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が研修を受講する。

② 基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所の主任相談支援専門員に求められる役割は同じだが、期待される職務が違うことを理解し、それぞれが連携していくことが求められる。

(一部加工)令和元年度主任相談支援専門員養成研修 ※通知（実施要綱）に定める対象者とは異なる部分がある。 23

基幹相談支援センターの主任 相談支援専門員

- 基幹相談支援センターの機能である地域の相談支援体制の強化と地域づくりの中核的な人材として、①事業所や地域において指導的役割を担い、②相談支援専門員の支援スキルの向上やサービス等利用計画について適切に評価・助言を行うことで相談支援の質の確保を図っていく。
- 主任相談支援専門員として配置されるにあたっては、地域づくりや人材育成の推進等の相談支援事業の質的向上を図るリーダーとなる。

指定特定相談支援事業所の主任相談支援専門員

- 特定事業所加算Ⅰの算定による経営上の効果だけでなく、主任相談支援専門員を配置することで、地域の相談支援体制の強化と地域づくりの推進役として、①事業所や地域において指導的役割を担い、②相談支援専門員の支援スキルの向上やサービス等利用計画についての助言を行うことで、相談支援の質の向上を図っていく。
- 主任相談支援専門員として配置されるにあたっては、地域づくりや人材育成の推進等の相談支援事業の質的向上を図るリーダーとなる。

基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所に配置された主任相談支援専門員には連携していくことが求められる

- ①初任者・現任研修における研修の合間での実地研修の対応
- ②地域の相談支援専門の質の向上を図るための研修（スーパービジョン等）の対応
- ③相談支援専門員への助言・指導・連絡会等の対応
- ④個別支援を通して見出された地域課題、困難事例への対応
- ⑤多職種連携（職種を問わず、力を合わせて行える関係が作れるよう立ち回る）
- ④協議会運営及び地域づくりへの対応 など

法定研修での実地教育から相談体制の構築へ

- 研修での実地研修の実施によって、指定特定相談支援事業所と基幹相談支援センターとの連携が始まる
- 顔を合わせることでつながりができる。
- 基幹相談支援センターの役割を知ることによって、相談できる相手が地域にあることを学ぶ（孤立感の解消）



- 研修後、基幹相談支援センターを中心とした相談支援専門員連絡会の定期的な開催、支援困難事例（多職種連携）への相談・助言、事例検討を通して支援強化等が行われようと動き出す（基幹及び指定特定の主任相談支援専門員の連携が必要となる）

主任相談支援専門員

- 主任相談支援専門員の事業所（基幹相談支援センター、指定相談支援事業所）での役割
- 主任相談支援専門員の法人での役割
- 主任相談支援専門員の協議会での役割
- 主任相談支援専門員の地域での役割
- 主任相談支援専門員としての「あなた」の役割

参考文献

平成25年度障害者総合福祉推進事業
基幹相談支援センターの実態とあり方に関する調査研究報告書
(長野県相談支援専門員協会)

基幹相談支援センター設置促進のための手引き
(2019年 公益社団法人日本社会福祉士会)